



## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年7月28日

長野県知事 阿部 守一

### 1 入札に付する事項

#### (1) 調達産品等の種類及び数量

長野県庁舎(本館、議会棟、議会増築棟及び西庁舎をいう。)で使用する電気  
契約電力 1,650kW 予定使用電力量 4,810,000kWh

#### (2) 調達産品等の特質等

入札説明書によります。

#### (3) 調達期間

令和4年10月1日から令和5年9月30日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

#### (4) 調達場所

長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁

#### (5) 入札方法

入札金額は、(1)の契約電力及び予定使用電力量に基づき、入札者が設定した契約電力に対する単一の単価及び使用電力量に対する単価(同一月においては単一のものとする。)を記載してください。

落札者の決定は、入札書に記載された入札金額に従って計算した電気料金の総額により行いますので、入札金額と併せて電気料金の総額を記載してください。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 契約履行に当たり、(1)に掲げる者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約(建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。)に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成30年長野県告示第588号)の「物件の買入れ」の等級がAに区分されている者であること。

(4) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(5) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(6) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。

(7) 長野県グリーン購入推進方針に定める電力調達の判断基準に該当する者であること。

### 3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(3)に該当しないものは、次のとおり一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(3)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

#### (1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/index.html>

#### (2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

#### (3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県会計局契約・検査課

電話 026(235)7079

### 4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部財産活用課

電話 026 (235) 7045

入札説明書等は、次のアドレスからダウンロードすることもできます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/zaikatsu/kensei/nyusatsu/kokyokoji/keyakujo/somu/nyusatsu.html>

## 5 入札手続等

### (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年9月7日(水) 午後2時

イ 場所 長野県庁 西庁舎1階 入札室

### (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 令和4年9月5日(月) 正午

イ 提出場所 長野市大字南長野字幅下692-2

(県庁専用郵便番号 380-8570) 長野県総務部財産活用課

### (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、令和4年8月22日(月)正午までに4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

### (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、令和4年9月6日(火)正午までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

### (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

### (7) 入札の無効

入札説明書11の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とします。

### (8) 契約書作成の要否

必要とします。

### (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

### (10) 契約の締結

この調達に係る契約は、単価契約とします。

## 6 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

## 7 Summary

### (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Electricity of about 4,810,000kWh to be consumed in the prefectural government facilities: (Main Building, Prefectural Assembly Building, Prefectural Assembly Annex and West Annex)

Contract demand: 1,650kW

### (2) Contract duration:

From October 1, 2022 until September 30, 2023

### (3) Place where the product is procured:

The prefectural government buildings mentioned above

Address: 692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City

### (4) Contact point for the tender information:

description/conditions/and other inquiries:

Property Utilization Division, General Affairs Department,

Nagano Prefectural Government

692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City

TEL +81-26-235-7045 (in Japanese only)

### (5) Time and location for the tender:

Time: 2:00PM, Wednesday, September 7, 2022

Location: Bidding Room, Nagano Prefectural Government West Annex 1F

## (6) Time limit and mailing address for the tender by mail:

Time: 12:00PM, Monday, September 5, 2022

Mailing Address: Property Utilization Division, General Affairs Department,  
Nagano Prefectural Government  
692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City  
380-8570 (Exclusive postal code) JAPAN

財産活用課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年7月28日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

A・コープ駒ヶ根店

駒ヶ根市東町15381-1 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

上伊那農業協同組合

伊那市狐島4291

## 3 変更しようとする事項

## (1) 店舗面積の合計

(変更前) 1,485平方メートル

(変更後) 1,908平方メートル

## (2) 駐車場の位置及び収容台数

変更前	変更後
65台	90台

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

## (3) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前	変更後
10台	10台

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

## (4) 荷さばき施設の位置及び面積

	変更前	変更後
1	40平方メートル	40平方メートル
2	125平方メートル	134平方メートル
合計	165平方メートル	174平方メートル

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

## (5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

	変更前	変更後
1	9立方メートル	14立方メートル
2	3立方メートル	18立方メートル
3	8立方メートル	—
合計	20立方メートル	32立方メートル

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

(6) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
出入口	2	1

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

- 4 変更する年月日  
令和5年3月15日ほか
- 5 届出年月日  
令和4年7月14日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業政策課又は長野県上伊那地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間  
令和4年7月28日から令和4年11月28日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県産業労働部産業政策課又は長野県上伊那地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取消しました。

令和4年7月28日

長野県知事 阿部守一

許可番号	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	処分の内容	処分をした年月日	処分の原因となった事実
特-28第708号	長電建設株式会社	宮下 和彦	長野市三輪7-6-1	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(電気工事業)の取消し	令和4年3月9日	令和4年2月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般-1第22666号	五味鉄構有限公司	五味 健次郎	伊那市御園664-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業及び鋼構造物工事業)の取消し	令和4年4月7日	令和4年4月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般-29第1402号	株式会社松田左官店	松田 清弘	松本市南原2-18-5	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(左官工事業)の取消し	令和4年4月12日	令和4年4月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般-1第25819号	株式会社サントマト	小林 貴仁	長野市大字鶴賀七瀬中町87-20	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(解体工事業)の取消し	令和4年4月14日	令和4年4月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般-29第23423号	中島建設有限公司	中島 眞喜男	長野市大字屋島870-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業)の取消し	令和4年4月14日	令和4年4月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般-1第21158号	株式会社相生電子	城田 裕之	下高井郡木島平村大字住郷1027	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業、機械器具設置工事業、電気通信工事業及び消防施設工事業)の取消し	令和4年4月14日	令和4年4月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。

般-29第23249号	建築松浦	松浦 正男	上田市常入1-15-10	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	令和4年4月15日	令和4年4月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
特-29第1944号	小池建設株式会社	篤巢 宏臣	飯田市下久堅下虎岩3089-2	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(管工事業及び解体工事業)の取消し	令和4年4月18日	令和4年4月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般-3第18554号	株式会社総設工業	池田 稔	岡谷市長地片間町1-12-24	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業)の取消し	令和4年4月18日	令和4年3月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般-29第21988号	上進興業	泊 和彦	上伊那郡南箕輪村8306-1819	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業)の取消し	令和4年4月18日	令和4年3月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般-29第776号	株式会社小林建設	小林 茂	長野市大字茂菅152-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(とび・土工工事業及び塗装工事業)の取消し	令和4年4月19日	令和4年4月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
特-2第7313号	共栄管工株式会社	武井 正和	茅野市宮川11376-14	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(管工事業)の取消し	令和4年4月22日	令和4年3月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般-29第24350号	株式会社サンワリゾート	小林 弘	北佐久郡軽井沢町軽井沢東7-22	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業)の取消し	令和4年4月22日	令和4年3月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般-30第23568号	小林建設	小林 勝	上高井郡小布施町大字北岡406-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	令和4年4月27日	令和4年4月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般-2第26118号	株式会社ループリクス	山岸 稔	松本市大字笹賀2917-10	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し	令和4年4月27日	令和4年4月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般-29第1385号	有限会社西村電気工事商会	西村 正史	伊那市西町4929-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(消防施設工事業)の取消し	令和4年5月2日	令和4年4月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般-29第23274号	アートハウジング有限公司	甘利 富男	小諸市大字八満1108-8	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	令和4年5月2日	令和4年4月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
特-29第1208号	有限会社サンワ工務店	有賀 守	諏訪郡下諏訪町267-2	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(建築工事業、大工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	令和4年5月6日	令和4年4月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。

般-29第1208号	有限会社サンワ工務店	有賀 守	諏訪郡下諏訪町267-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工事業)の取消し	令和4年5月6日	令和4年4月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般-29第25402号	松本建築	松本 一也	長野市鬼無里42	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(大工工事業)の取消し	令和4年5月9日	令和4年5月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般-29第15629号	株式会社アイダエナジー	会田 恵司	安曇野市穂高5684-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業)の取消し	令和4年5月9日	令和4年4月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般-4第884号	日東電気工事株式会社	大田 敬一	長野市居町71-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(消防施設工事業)の取消し	令和4年5月11日	令和4年4月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般-29第19623号	株式会社二幸建設	竹内 和之	上田市緑が丘2-9-4	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(造園工事業)の取消し	令和4年5月16日	令和4年4月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
特-2第751号	田島建設株式会社	桃沢 傳	上伊那郡中川村片桐5158	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(管工事業)の取消し	令和4年5月17日	令和4年5月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般-3第5199号	株式会社富士建商	藤井 宏人	中野市大字吉田26	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、舗装工事業及び水道施設工事業)の取消し	令和4年5月17日	令和4年5月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
特-29第3093号	株式会社東建工業	櫻井 能成	東御市加沢460-1	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業)の取消し	令和4年5月18日	令和4年4月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般-3第26301号	石樹苑	太田 正	北安曇郡小谷村大字千国乙5198-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(塗装工事業)の取消し	令和4年5月19日	令和4年5月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般-2第8760号	有限会社蔦塗装小林工業	小林 英正	駒ヶ根市飯坂1-1-14	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(とび・土工工事業及び塗装工事業)の取消し	令和4年5月24日	令和4年5月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
特-29第1391号	ダイシン機電株式会社	大原 篤	松本市宮瀨2-7-34	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(電気工事業及び管工事業)の取消し	令和4年5月27日	令和4年5月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般-30第24838号	三和テクノ株式会社	エスラミセイエッドレザ	松本市野溝東1-11-26	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業)の取消し	令和4年6月1日	令和4年5月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。

般 - 3 第 26328 号	株式会社翔建業	小池 保充	茅野市玉川10156-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び解体工事業)の取消し	令和4年6月2日	令和4年6月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般 - 29 第 11939 号	株式会社有賀工業	有賀 祐貴	上伊那郡辰野町大字平出2376-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業)の取消し	令和4年6月6日	令和4年6月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般 - 2 第 13152 号	北信舗道株式会社	植木 茂	下内郡栄村大字北信3090-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業及び舗装工事業)の取消し	令和4年6月7日	令和4年6月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般 - 29 第 1281 号	青木建設工業株式会社	青木 友和	上田市上丸子1706	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工事業)の取消し	令和4年6月9日	令和4年6月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般 - 29 第 17242 号	有限会社内堀土木測量	内堀 秀司	北佐久郡御代田町大字塩野3036-38	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し	令和4年6月13日	令和4年6月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般 - 3 第 14164 号	シーアイアグロ株式会社	森田 徹	千曲市雨宮2154-4	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業及び解体工事業)の取消し	令和4年6月13日	令和4年6月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般 - 29 第 14424 号	谷本建設株式会社	谷本 優美子	木曾郡玉滝村3115-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業及び石工事業)の取消し	令和4年6月14日	令和4年6月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般 - 3 第 20016 号	野尻トーヨー住器株式会社	野尻 克樹	松本市小屋南1-3-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業)の取消し	令和4年6月14日	令和4年6月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般 - 2 第 25047 号	株式会社アトリエボヌール	野尻 克樹	松本市小屋南1-3-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	令和4年6月14日	令和4年6月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
特 - 1 第 3951 号	高木建設株式会社	高木 正雄	長野市安茂里小市1-3-31	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(電気工事業)の取消し	令和4年6月14日	令和4年6月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般 - 3 第 17064 号	有限会社コートシステム・ヒラヤ	大島 嗣教	松本市小屋北1-17-7	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業)の取消し	令和4年6月14日	令和4年6月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。

般-29第20235号	株式会社アースクリーン	三澤 武門	安曇野市豊科高家5127-7	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し	令和4年6月15日	令和4年6月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般-29第20170号	株式会社アイエンジニアリング	飯島 吉明	長野市吉田5-22-22	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(消防施設工事業)の取消し	令和4年6月15日	令和4年6月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般-3第26405号	株式会社HARANNO	田上 直寿	長野市篠ノ井布施高田1097	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	令和4年6月17日	令和4年6月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般-2第26170号	Earth ecology株式会社	平林 恭治	松本市大字笹賀7545	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業)の取消し	令和4年6月21日	令和4年6月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般-31第21909号	有限会社石井産業	近藤 美由紀	長野市篠ノ井二ツ柳597	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(解体工事業)の取消し	令和4年6月24日	令和4年6月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般-29第22034号	サウンドスタッフイマムラ	今村 弘	飯田市川路7528	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業)の取消し	令和4年6月27日	令和4年6月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般-1第24726号	株式会社プレイブ	小林 勇馬	小諸市大字滋野甲810-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(内装仕上工事業)の取消し	令和4年6月28日	令和4年6月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。

建設政策課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により令和4年7月31日に開催を予定していた飯田都市計画道路の変更案に係る公聴会については、中止します。

令和4年7月28日

長野県知事 阿部 守一

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市・まちづくり課

公告

令和4年7月20日、伊那市新山土地改良区の定款変更を認可しました。

令和4年7月28日

長野県上伊那地域振興局長 竹村 浩一郎

農地整備課

## 公告

安曇野市第二拾ヶ堰土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和4年7月28日

長野県松本地域振興局長 草間康晴

## 監事

## 新任

氏名 住所

曾山慶一 安曇野市堀金烏川4200番地1

## 退任

氏名 住所

塚田喜久雄 安曇野市堀金烏川4870番地

農地整備課

## 公告

長野県伊那西部土地改良区連合の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和4年7月28日

長野県上伊那地域振興局長 竹村浩一郎

## 監事

## 新任

氏名 住所

小松由和 伊那市富県4920番地2

## 退任

氏名 住所

西村 籥 伊那市長谷中尾269番地イ

農地整備課

## 公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

令和4年7月28日

長野県公安委員会

## 1 検定を行う警備業務の種別並びに検定の実施期日及び場所

種別	実施期日	時間	場所
交通誘導警備業務(1級)	令和4年11月12日(土)	午前8時30分から午後5時まで	塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許センター

## 2 検定の方法

学科試験及び実技試験

## 3 試験の区分及び科目

区分	科目
学科試験	(1) 警備業務に関する基本的な事項 (2) 法令に関すること。 (3) 車両等の誘導に関すること。 (4) 交通誘導警備業務の管理に関すること。 (5) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	(1) 車両等の誘導に関すること。 (2) 交通誘導警備業務の管理に関すること。 (3) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(注) 学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行いません。

## 4 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員であって、次のいずれかに該当するもの

- (1) 検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- (2) 長野県公安委員会が(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

## 5 受検定員

30名

## 6 受検の手続

## (1) 事前申込み

## ア 事前申込みの方法

- (ア) 検定を受けようとする者は、(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(受付専用電話026-233-0108)に事前申込みを行い、検定受付番号を取得してください。
- (イ) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。
- (ウ) 電話1本につき1人の受付とします。
- (エ) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

## イ 電話受付日

令和4年9月15日(木)から令和4年9月16日(金)まで

## ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

## (2) 検定申請書の提出

検定受付番号を取得した者は、住所地(検定を受けようとする者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署に、検定受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して、令和4年10月14日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除きます。)に提出してください。

ア 長野県内に居住する場合にあっては、住所地を疎明する書面(住民票の写し等)

イ 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあっては、当該営業所に属することを疎明する書面(営業所所属証明書)

ウ 4の(1)に該当する者にあっては、次に掲げる書類

- (ア) 検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の写し
- (イ) (ア)の合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面(警備業務従事証明書)

エ 4の(2)に該当する者にあっては、長野県公安委員会が受検資格について認定した書面(1級検定受検資格認定書)

オ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(貼付せずに提出) 2枚

カ 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

## (3) 検定手数料

検定手数料(14,000円)は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

## 7 その他

- (1) 検定申請書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ(<https://www.pref.nagano.lg.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。
- (2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話026-233-0110内線3032)に問い合わせてください。
- (3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課